



スマートフォンで簡単納付 ～スマホ決済の対象科目が増えます！～

収納課収納係 ☎0824-73-1511

本年4月1日から、スマホ決済の対象科目が拡大され、**水道料金や住宅使用料など、各種料金・負担金の支払いにも利用できるようになります。**ぜひご活用ください。

スマホ決済の対象

現在利用できる支払い

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税種別割
- 国民健康保険税(普通徴収)

4月1日からは次の支払いにも利用できます

- 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 住宅使用料
- 保育料・保育所使用料
- 延長保育負担金
- 放課後児童クラブ負担金
- 放課後子供教室利用者負担金
- 水道料金・下水道等使用料

スマホ決済対応アプリ



ペイペイ



ラインペイ

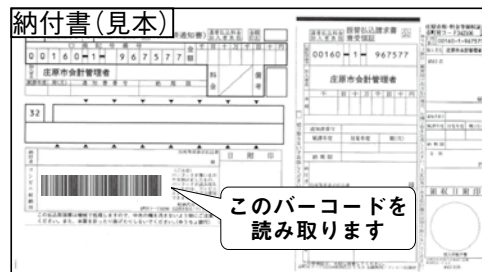


ペイビー

簡単！スマホ決済の手順

01 納付書に印字されている「コンビニ収納用バーコード」をアプリで読み取る。

02 アプリの画面表示に従って操作し、金融機関口座や電子マネーで納付して決済完了。



※奨学金返還金・住宅資金等償還金は対応していません。これまで通り金融機関やコンビニエンスストアで納付をお願いします。

※各アプリの利用料は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

※複数枚ある納付書の納付は1枚ずつ決済を完了させてください。

※領収書は発行されません。領収書が必要な人は、金融機関やコンビニエンスストアで支払ってください。



**軽自動車税種別割は
毎年4月1日現在、車両を所有している人に課税されます**

「人に譲った」「廃車にした」など変更があった場合は、手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

税務課資産税係 ☎0824-73-1144



3月は、介護保険料10期の納付月です。

●「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

収納課収納係 ☎0824-73-1511

**納期限
3月31日(木)**